委　託　設　計　書

施行年度	平成３０年度	契約番号 2018000600	伊賀市
業務名	平成３０年度　伊賀市道路及び都市計画台帳管理システム構築業務委託		設計番号
履行場所	伊賀市内　全域		設計・積算年月日
業務区分	測量業務		積算者　検算者
設計金額	円　内消費税相当額　円		
工期	契約日から 平成31年3月31日まで	延長　m	幅員　m

業務の大要	起工理由
平成３０年度　伊賀市道路及び都市計画台帳管理システム構築業務委託 道路台帳データ作成 道路台帳整備要綱作成　1.0式 道路台帳図ファイリング登録　4,533路線 道路台帳調書データ取込　1.0式 認定道路網図データ入力　2,246.17Km 道路台帳データ作成　5.00Km 道路台帳修正 計画準備・資料収集　1.0式 地形測量　0.50Km 現地測定　3.39Km 道路骨格データ補正　3.89Km 道路台帳図データ修正　3.89Km 道路台帳図作成　3.89Km 調書データ作成　3.89Km 電算処理　1.0式 調書及び総括表更新　3.89Km 認定道路網図データ修正　3.89Km 道路台帳図出力　30面 データベース移植・設定 道路台帳システム初期設定・データ登録　1.0式 都市計画台帳システム移植・設定　1.0式 操作講習会　1.0式	別　紙

伊賀市
建設部　企画管理課、都市計画課

内　　訳　　書

費　目	工　種	種　類	細　別	規　格	単位	員 数	単価	金　額	摘　要
平成30年度　伊賀市道路及び都市計画台帳管理システム構築業務委託									
直接費									
	道路台帳データ作成								
		道路台帳整備要綱作成			式	1.00			第1号単価表
		道路台帳図ファイリング登録			路線	4,533.00			第2号単価表
		道路台帳調書データ取込			式	1.00			第3号単価表
		認定道路網図データ入力			km	2,246.17			第4号単価表
		道路台帳データ作成			km	5.00			第5号単価表
	計								
	道路台帳修正								
		計画準備・資料収集			式	1.00			第6号単価表
		地形測量			km	0.50			第7号単価表
		現地測定			km	3.39			第8号単価表
		道路骨格データ補正			km	3.89			第9号単価表
		道路台帳図データ修正			km	3.89			第10号単価表
		道路台帳図作成			km	3.89			第11号単価表
		調書データ作成			km	3.89			第12号単価表
		電算処理			式	1.0			第13号単価表
		調書及び総括表更新			km	3.89			第14号単価表
		認定道路網図データ修正			km	3.89			第15号単価表
		道路台帳図出力			面	30.00			第16号単価表
	計								
	データベース移植・設定								
		道路台帳システム初期設定・データ登録			式	1.0			第17号単価表
		都市計画台帳システム移植・設定			式	1.0			第18号単価表
		操作講習会			式	1.0			第19号単価表

内　　訳　　書

費　目	工　種	種　類	細　別	規　格	単位	員 数	単価	金　額	摘　要
	計								
	直接費計								
直接経費									
	クラウド利用料								
		月額利用料			月	2.0			平成31年2月、3月
	直接経費計								
間接費									
	諸経費				式	1.0			直接費の　％
	諸経費計								
	合計業務価格								
	消費税				式	1.0			
	業務委託料								

第 1 号　単価表　　道路台帳整備要綱作成　　1 式当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
材料費			式	1.0			人件費の　%
計							

第 2 号　単価表　道路台帳図ファイリング登録　100 路線当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			人件費の　%
材料費			式	1.0			人件費の　%
計							
							1路線当り

第 3 号　単価表　　道路台帳調書データ取込　　1 式当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			人件費の　%
計							

第 4 号　単価表　認定道路網図データ入力　100 km当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			人件費の　%
計							
							1km当り

第 5 号　単価表　道路台帳データ作成　既存台帳図の入力　10 km当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			人件費の　%
材料費			式	1.0			人件費の　%
計							
							1km当り

第 6 号　単価表　計画準備･資料収集　1 式当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
材料費			式	1.0			人件費の　%
計							

第 7 号　単価表　地形測量　10 km当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
労務費	普通作業員		人日				
機械経費			式	1.0			人件費の　%
通信運搬費等			式	1.0			人件費の　%
材料費			式	1.0			人件費の　%
計							
							1km当り

第 8 号　単価表　現地測定　10 km当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
労務費	普通作業員		人日				
機械経費			式	1.0			人件費の　%
通信運搬費等			式	1.0			人件費の　%
材料費			式	1.0			人件費の　%
計							
							1km当り

第 9 号　単価表　道路骨格データ補正　10 km当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			人件費の　%
材料費			式	1.0			人件費の　%
計							
							1km当り

第 10 号　単価表　　道路台帳図データ修正　　10 km当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			人件費の　%
材料費			式	1.0			人件費の　%
計							
							1km当り

第 11 号　単価表　　道路台帳図作成　　10 km当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			人件費の　%
材料費			式	1.0			人件費の　%
計							
							1km当り

第 12 号　単価表　　調書データ作成　　10 km当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			人件費の　%
材料費			式	1.0			人件費の　%
計							
							1km当り

第 13 号　単価表　　電算処理　　1 式当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			人件費の　%
材料費			式	1.0			人件費の　%
計							

第 14 号　単価表　　調書及び総括表更新　　100 km当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			人件費の　%
材料費			式	1.0			人件費の　%
計							
							1km当り

第 15 号　単価表　　認定道路網図データ修正　　100 km当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			人件費の　%
計							
							1km当り

第 16 号　単価表　　道路台帳図出力　　100 面当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			人件費の　%
計							
							1面当り

第 17 号　単価表　道路台帳システム初期設定・データ登録　1 式当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
機械経費			式	1.0			人件費の　%
材料費			式	1.0			人件費の　%
計							

第 18 号　単価表　都市計画台帳システム移植・設定　1 式当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
機械経費			式	1.0			人件費の　%
材料費			式	1.0			人件費の　%
計							

第 19 号　単価表　操作講習会　1 式当り単価表

項　目	名　称	規　格	単位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
機械経費	雑器材		式	1.0			人件費の　%
計							

平成30年度
伊賀市道路及び都市計画台帳管理システム構築業務委託
特記仕様書

第１章　　総　　則

（適用範囲）

第１条　本特記仕様書は、伊賀市（以下「甲」という。）が発注する「伊賀市道路及び都市計画台帳管理システム構築業務委託」（以下「本業務」という。）について必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第２条　本業務は、甲が管理する道路の新設・改築・維持管理・その他の道路行政に資するための道路台帳の更新を目的とする。また、段階的に現行道路台帳の電子化を進め、今後の窓口業務や台帳更新作業の効率化を目的としたシステムの構築を行うことを目的とする。

本システムの構築については、現在都市計画課にて運用を行っている「指定道路調査支援システム」のハードウェアの老朽化に伴うシステムの移設も併せて実施し、共同運用を行うことにより構築・運用コスト削減、システム運用の効率化を実現するものとする。

（準拠とする法令等）

第３条　本業務実施にあたっては、本特記仕様書によるもののほか、次の法令等に準拠し施行するものとする。なお、業務途中に改正等が施行された場合は、再確認のうえ準拠するものとする。

（１）　都市計画法
（２）　道路法
（３）　建築基準法
（４）　測量法及び同施行令
（５）　地理空間情報活用推進基本法
（６）　普通交付税に関する省令
（７）　道路関係規定運用指針
（８）　道路施設現況調査要項
（９）　新電子自治体推進指針
（１０）　個人情報の保護に関する法律
（１１）　伊賀市個人情報保護条例
（１２）　伊賀市公共測量作業規程
（１３）　伊賀市の諸規定

（１４）　その他関係法令

（疑義）

第４条　　本特記仕様書に記載なき事項または疑義を生じた事項については、甲と受託者（以下「乙」という。）の双方協議の上、決定するものとする。

（主任技術者の選任及び提出書類）

第５条　主任技術者については、本業務に精通し、かつ充分な経歴を有する主任技術者を選任し届けを出さなければならない。また、乙は、次に掲げる書類を作成し、甲に承認を得なければならない。

（１）　工程表

（２）　主任技術者及び現場代理人届（経歴付記）

（３）　業務計画書

（４）　その他必要な書類

（貸与資料）

第６条　本業務を実施するにあたり、甲は乙に本業務に必要な資料を貸与するものとする。なお、貸与された資料については、取り扱い及び保管を慎重に行うものとする。

（進捗状況報告）

第７条　乙は、作業進捗状況を毎月報告しなければならない。また、甲より進捗状況の報告を請求された場合は、随時対応を行わなければならない。

（成果品の瑕疵）

第８条　成果品については、甲の検査合格をもって納品されたものとする。

また、納品後に成果品の瑕疵が発見された場合は、乙の責任により必要な修正を行うものとする。

（成果品の帰属）

第９条　本業務における成果品は全て甲に帰属するものとし、乙は許可なくこれを使用、流用してはならない。

（守秘義務）

第１０条　乙は業務上知り得た内容について、第三者へ漏洩してはならない。また、作業途中に作成した資料を甲の許可なく本業務以外に使用することを禁ずるものとする。

（納入場所）

第１１条　本成果品の納入場所は、伊賀市建設部企画管理課及び都市計画課とする。

（本業務のスケジュール）

第１２条　本業務の業務スケジュールは、概ね以下のとおりとする。

（１）	ハードウェア選定資料の提示	平成３０年７月上旬
（２）	テストサイト構築	平成３０年１２月
（３）	操作講習（都市計画課向け）	平成３０年１２月
（４）	都市計画台帳管理システム運用開始	平成３１年２月１日
（５）	操作講習（企画管理課向け）	平成３１年２月
（６）	道路台帳管理システム運用開始	平成３１年４月１日

第２章　　構築システム要件

（システム要件）

第１３条　本システムの構成は、以下の要件に適合するクラウドサービスにより運用を行うこと。

・本システムはカスタマイズを要しないパッケージシステムとする。

・本システムはクラウド型（LGWAN-ASP型）とする。

・本システムを構築する業務実施体制には、空間情報総括監理技術者を配置するものとする。

・本システムにて運用するＧＩＳデータは全て汎用的なシェープファイルにて利用できるものとする。

・安定的な稼働を担保するため、過去継続して1年以上地方自治体にて運用した実績のあるパッケージシステムとする。

・本システムは一般財団法人全国地域情報化推進協会（APLIC）が定義する地域情報プラットフォームに準拠する製品であるものとする。

・本システム稼働後に更新される各ＯＳやＷｅｂブラウザの最新バージョンに追加費用なしで速やかに対応可能なシステムとする。

・本システムは既存の基幹系ネットワーク環境を利用し、快適に動作できるシステムとする。

（運用要件）

第１４条　本システムは、以下の運用要件に適合するシステムとすること。

①　基本要件

・庁内ＬＡＮ（基幹系ネットワーク）に接続された端末において利用が可能なものとする。

・LGWAN-ASP型での運用とすること。

・システムは一般的なパソコンが有する基本的な機能のみで動作が可能であるものとし、利用に際してはプラグイン等の特別なソフトのダウンロードやJAVAアプレッ

ト、.NET Framework等の使用機種に制限を与えるようなものが無いこととする。

② 機能要件

・機能要件は「ＧＩＳ機能要件一覧表」基本機能のとおりとする。

・本システムへの同時アクセスは５ライセンスとする。

・端末機のＯＳはWindows7、Ｗｅｂブラウザは Internet Explorer11で利用可能であること。

・地図データはポイント（点）、ライン（線）、ポリゴン（面）の構成で利用可能なものとする。

（データセンター要件）

第１５条　本システムで使用するデータセンターについては、特定非営利活動法人日本データセンター協会が認定するデータセンターファシリティスタンダードにてティア３相当以上に認定され且つ、以下の要件を満たすデータセンターとすること。

・地震、風水害などの自然災害に対応できる耐震・耐火構造を備え十分にセキュリティが確保された日本国内のインターネットデータセンター内でシステムを運用すること。

・24時間365日体制でシステム稼働が可能なこと。

・データセンターの通信回線については、マルチキャリアに対応するものとし、障害時に備えバックアップ回線を用意すること。

・不正アクセスやウイルス対策などに万全を期すこと。

（ハードウェアの選定）

第１６条　本システム稼働に必要なファイルサーバ、クライアントＰＣ、周辺機器、ＯＳ、ミドルウェア等については、システム稼働に十分な機器を選定するものとし、甲の機器調達に必要な資料を提供すること。ただし、本業務でのハードウェアの調達は行わない。

第３章　　道路台帳データ作成

（業務概要）

第１７条　本作業は既存の道路台帳に係る資料（台帳図、調書）をデジタル化し、道路台帳管理システム導入に必要となるデータベースの構築を目的に、以下の作業を実施するものとする。

（１）	道路台帳整備要綱作成	1式
（２）	道路台帳図ファイリング登録	4,533路線
（３）	道路台帳調書データ取込	1式
（４）	認定道路網図データ入力	2,246.17km

（５） 道路台帳データ作成　　5.0ｋｍ

（道路台帳作成要綱作成）

第１８条　既存の道路台帳作成要綱を基に、デジタル化による課題や先進自治体の事例を基に道路台帳作成要綱の改訂を行う。

なお、改訂に際しては後続の道路台帳要素入力で現台帳図記載内容や経年変化に伴う問題の解決策、今後の整備・更新スケジュールについても記載するとし、入力に必要となるデータベース設計も行う。

（道路台帳図ファイリング登録）

第１９条　貸与の道路台帳図ラスターデータを後続作業で作成する認定道路網図データに登録できるよう、路線単位で整理しファイリング登録を行う。

（１） 整理

貸与の道路台帳図ラスターデータを、路線単位に整理し、路線番号を付番する。１路線に複数のデータが存在する路線については、路線の起点から終点にかけて表示・検索できるように枝番を付番する。

（２） ファイリング登録

整理・付番されたデータは、後続作業で作成される認定路線図データに路線単位でファイリング登録を行う。

（道路台帳調書データ取込）

第２０条　貸与される道路台帳調書データを、乙の道路台帳調書集計システムに取込し、以下の調書に分類する。

・道路台帳
・実延長調書
・橋調書
・鉄道との交差調書
・道路現況調書
・橋梁台帳
・交差台帳

（認定道路網図データ入力）

第２１条　貸与の認定道路網図及び新規認定路線について、認定道路の路線形状及び路線情報の入力を行うものとする。

（１） 三重県共有デジタル地図データ上に、認定道路の路線形状を現況地形に沿ってライン入力を行う。なお、入力方向は起点から終点に向ける。

（２） 起終点にはポイントデータを入力し、路線方向に対する角度情報を付与する。

（３） 属性情報として、路線番号及び道路台帳調書データとリンクするためのキー

番号等を入力する。

（道路台帳データ作成）

第２２条　　三重県共有デジタル地図データをベースに貸与の道路台帳図に記載された下記の内容についてデジタイズを行う。

・歩道
・人工斜面
・土堤
・被覆（コンクリート・ブロック・石積）
・マンホール（ガス・電気）
・電柱
・雨水枡
・ガードレール・ガードパイプ・パイプライン

上記入力データは、それぞれの階層区分毎に伊賀市公共測量作業規程にて定められた表現分類コード付けを行う。

・道路中心線
・道路構造別幅員要素
・側溝幅員要素（幅員設定線、幅員表示位置）※幅員数値はデータとして取得せず表示位置を入力し、属性データより表示させる。
・舗装種別
・区割及び区間番号
・路線番号・路線名の表示位置
・その他注記（通行不能区間等）

道路中心線に関しては、図面上で判断できる道路両端の中心を中心線図形として入力するとともに路線単位で中心線を入力しライン結合処理する。また、計測方向については、路線の起点から終点に向けて入力する。形状については、曲線部は細かくポイントを取得しスムーズな曲線を再現する。直線部は極力ポイントを少なく入力する。

なお、重用区間・立体等の交差部箇所・未供用区間及び自動車交通不能区間についても同様に中心線を作成する。

路線起終点に関しては、道路中心線で取得したデータを基に、プログラムにより自動生成する。

区間・幅員引出線及び舗装区分線に関しては、幅員表示が重ならないように、交差点付近などを特に注意しながら入力する。

路線番号・路線名・舗装種別に関しても、現行の道路台帳附図上に記された位置を入力する。また、図形データについては、道路台帳調書データとリンクするためのキーとなる番号を入力する。

入力対象とする路線については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

第４章　　道路台帳修正

（業務概要）

第２３条　本作業は市道の新設・改築・維持管理・その他の道路行政に資するため、市認定道路の道路台帳を更新するために、以下の作業を実施するものとする。

（１）	資料収集整理	１業務
（２）	数値測量	0.5ｋｍ
（３）	現地測定	3.89ｋｍ
（４）	道路骨格データ補正	3.89ｋｍ
（５）	道路構造化データ作成	3.89ｋｍ
（６）	道路台帳図データ修正	3.89ｋｍ
（７）	調書データ作成	3.89ｋｍ
（８）	電算処理	１式
（９）	認定道路網図データ修正	3.89ｋｍ

（資料収集整理）

第２４条　本作業に要する資料を収集し、整理するものとする。なお、収集した資料のうち、業務を実施するために加工が必要なものについては、乙の負担により作業上使用可能な状態に加工するものとし、日常的に利用している情報もあるため、借用期間及び借用中の情報参照方法については甲と協議することとする。

（地形測量）

第２５条　路線の新規認定に伴い道路台帳の変更が必要なる路線において、以下の手法により作成する。

新規認定や起終点の変更に伴う路線の変更については、モービルマッピングシステム（以下「MMS」という。）や空中写真測量を用いた測量を行う。但し、現場の状況や写真地図データ計測後の経年変化等により図化困難な箇所については、TS地形測量等の手法を採用できるものとする。

（１）　計画準備

修正箇所を現地踏査することにより、車道の状況および道路部の変更箇所について確認し作業詳細計画を立案する。

（２）　計測

MMSでは、計測車両を走行させ、位置・姿勢情報・前方画像データ・並びにレーザ点群データを取得する。

空中写真測量では、貸与の写真地図データを用いて数値図化機により修正箇所の地形・地物の座標値を取得する。

（３）　データ処理

MMSで取得した位置・姿勢データを処理し、計測車両の位置・姿勢情報を解析する。

算出された位置及び姿勢情報を基にレーザデータの解析を行い、道路３次元データを作成する。

（４） 精度検証

MMS計測された道路３次元データは、現地にて明瞭な地物をTS法又はネットワーク型RTK-GPS法にて観測した検証点を用いて精度検証を行う。

（５） 道路現況調査

道路台帳に必要となる以下の事項について、現地にて調査測定を行う。

・MMS・空中写真測量で座標値の取得が困難な項目及び貸与の写真地図データ計測後の経年変化箇所

・道路幅員（測定区分は、道路部、車道、歩道、分離帯、側溝幅員として行い、0.5m以上変化する箇所について測定する。）

・路面の種別（コンクリート、アスファルト高級、アスファルト簡易）

・橋梁

・トンネル

・交差

・道路の附属物（並木、並木さく、防護さく（ガードレール含む）、駒止め、街路灯、防犯灯、カーブミラー）

・道路の工作物（堤防、護岸、踏切道、歩道橋）

・道路の占用物（電柱、郵便ポスト、電話ボックス、信号機、火災報知機、消火栓、マンホール、水路）

（現地測定）

第２６条　新規認定（工事図書等既存測量成果有）、道路改良により道路台帳の変更が必要なる路線において、現地にて調査測定を行う。

・道路幅員（測定区分は、道路部、車道、歩道、分離帯、側溝幅員として行い、0.5m以上変化する箇所について測定する。）

・路面の種別（コンクリート、アスファルト高級、アスファルト簡易）

・橋梁

・トンネル

・交差

・道路の附属物（並木、並木さく、防護さく（ガードレール含む）、駒止め、街路灯、防犯灯、道路反射鏡）

・道路の工作物（堤防、護岸、踏切道、歩道橋）

・道路の占用物（電柱、郵便ポスト、電話ボックス、信号機、火災報知機、消火栓、マンホール、水路）

なお、県道移管等に伴う新規認定路線のうち、既存資料の貸与がある路線については、既存資料内容の確認を現地にて行うものとする。

（道路骨格データ補正）

第２７条　数値測量及び現地測定により取得された現況項目について、以下の作業により道路現況平面図の修正を行うものとする。

（１）　地形補正

貸与資料及び前条までに実施した地形測量及び現地測定結果を用いて、道路現況平面図の修正を行う。修正精度は地図情報レベル1000とし、取得項目・分類及び制限等については伊賀市公共測量作業規程に準拠する。

（２）　編集

編集装置を使用して道路現況平面図データとして必要なデータの追加、図形・属性等の付加、不要なデータの削除、連続データの作成、不備データの追加及び修正を行い、編集済データを作成する。

（３）　データファイル作成

編集済データから道路現況平面図データファイルの作成を行う。

（道路台帳図データ修正）

第２８条　修正を行った道路現況平面図データ上に貸与資料及び地形測量・現地測定結果を整理し、道路台帳図及び道路台帳調書作成の基礎となる道路台帳図データの作成を行うものとする。道路台帳図データにおいては、属性として、以下の内容を付加する。

・構造（道路部・歩道部・車道部幅員）
・延長、幅員
・路面種別
・区間及び区間番号
・橋梁名称、種別、橋長、幅員等

（道路台帳図作成）

第２９条　修正を行った道路現況平面図データ及び道路台帳図データを整理し、以下の内容を整理した道路台帳図を作成するものとする。

・道路幅員値（道路部・歩道部・車道部幅員）
・路面種別（記号表記）
・行政区界
・区間及び区間番号
・橋梁名称、種別、橋長、幅員等
・軌道
・道路の附属物、工作物、占用物
・側溝幅員要素
・路線番号、路線名
・その他必要事項（通行不能区間等）

なお、それぞれの表現に関しては、表示が重ならないような配慮の上で入力する。

（調書データ作成）

第３０条　道路法施行規則第４条の２に定める調書及び国土交通省並びに総務省の定める調書を作成することを目的として、道路現況（補正箇所）の調書を作成するものとする。

（１）　データ読取

道路台帳図より、補正対象となる路線の道路要素を、編集装置により読取を行う。

（２）　データ入力

データ読取により整理された補正データを、道路台帳調書システムに読取・入力を行う。

（電算処理）

第３１条　道路法施行規則第４条の２に定める調書及び国土交通省並びに総務省の定める調書を作成することを目的として、道路現況（補正箇所）の調書を作成するものとする。

（１）　データ取り込み

貸与の道路台帳調書データを、乙の道路台帳調書システムに取込み、以下の調書に分類する。

・道路台帳
・実延長調書
・橋調書
・鉄道との交差調書
・道路現況調書
・橋梁台帳
・交差台帳

（２）　電算処理・調書作成

取込・入力された調書データより、道路台帳のデータ集計を行う。集計処理においては論理点検を行い、全ての不整合が解消された後に行う。集計は以下の項目を行い、調書として出力する。

・路線別（規定分類による集計）
・集計（規定種別による集計、ブロック別、全市）

（認定道路網図データ修正）

第３２条　本作業で新規・修正・廃止された認定道路について、路線形状及び路線情報の修正を行うものとする。

（１）　新規道路については三重県共有デジタル地図データ上に、認定道路の路線形状を現況地形に沿ってライン入力を行う。なお、入力方向は起点から終点に

向ける。

（２） 起終点にはポイントデータを入力し、路線方向に対する角度情報を付与する。

（３） 属性情報として、路線番号及び道路台帳調書データとリンクするためのキー番号等を入力する。

（４） 修正された路線で、経路・起点・終点の変更になった道路については、三重県共有デジタル地図データ上に変更内容に沿ってデータ修正を行うこと。

（５） 廃止された道路については、路線形状及び起終点ポイント、属性情報を削除するものとする。

（道路台帳図出力）

第３３条　成された道路台帳図データを使用し、道路台帳図をPDF出力するものとする。なお、出力仕様は以下のとおりとする。

・縮尺１：1,000

・図面サイズ：A3版

第５章　　データベース移植・設定・運用・保守

（データベース移設）

第３４条　既存の「指定道路調査支援システム」（株式会社パスコ製「PasCAL指定道路」）に登録されているデータ・システム設定を、本仕様書に明記した条件を満たしたクラウドサービス上で運用できるように、データベースの移植を行うものとする。

① レイヤ整理等

既存の指定道路調査支援システムに登録されているデータ（別添データ一覧表を参照）の最新データのバックアップを行い、システムの使用環境を考慮した地図データのレイヤ整理を行う。

バックアップ作業について、既存システムは現在運用中であり日常業務で頻繁に利用されているシステムであるため、システムの利用に支障がないよう実施すること。バックアップ作業等により既存システムに不具合が生じた場合、既存システム保守業者（別途契約）により復旧させるが、復旧に必要となる費用等については乙の負担とする。

また、地図データと関連づけて登録されているファイリング情報についても、移行後システムでの運用に支障のないようバックアップ・整理を行う。

② データ調整

甲の既存システム運用状況に基づき、既存システムの機能を移行後システムの基本機能で利用できるよう、システム運用を考慮したデータ設定を行うこと。また、指定道路調書データについては新システムで調書管理機能を予定していないため、調書データのＰＤＦ化を行い各路線に対してファイリングによる登録を基本とする。

（システム登録・環境設定）

第３５条　整理された指定道路台帳移植用データ及び前章までに作成した道路台帳データ、三重県共有デジタル地図データ・三重県写真地図データを、新システムサーバ等に登録を行う。データの格納先について地図データについては、システム運用業者の運用管理するサーバ、航空写真・ファイリングデータ等については甲が指定するファイルサーバとする。

データ登録後、以下のシステム設定を行うものとする。

（１）　ユーザ及び権限の登録

（２）　ユーザ認証方法の設定

（３）　レイヤ公開可否等の設定

（４）　レイヤ及びレイヤグループ構成の設定

（５）　凡例の設定

（６）　検索参照キーの設定

（７）　ファイリング・リンクキーの設定

（８）　印刷レイアウトの設定

設定作業後、正常なシステム稼働を確認する為の動作テストを行ない、必要に応じてシステム調整を行うものとする。

（操作マニュアルの作成および操作研修の実施）

第３６条　システムの操作マニュアルを作成し、操作研修に必要な部数を準備する。

研修に使用するテキストは､庁内で再配布可能な電子データ一式でも提供すること。

・導入するシステムの操作について研修を行う。研修内容については、甲と協議のうえ決定するものとする。また、研修時期については、本運用開始前のテスト運用の環境で実施できるよう調整すること。操作研修は、企画管理課・道路河川課・都市計画課の各担当者を対象に実施すること。

（保守・運用支援）

第３７条

（１）　テスト運用

本システムは、平成３１年２月運用開始を予定しているが、本運用前にテスト運用開始を平成３０年１２月上旬を目途に設定すること。

（２）　システム保守

・本運用開始後、システム全般の安定稼働を目的とした保守業務を実施する。

・本運用開始からシステム運用期間中の保守を提供すること。

・ソフトウェアの不具合対応及びセキュリティに関するパッチの適用等を速やかに実施すること。

・運用期間中はソフトウェアのライセンス更新及び適切なバージョンアップを実施すること。ただし、バージョンアップに際して運用に重大な支障をきたす場合はこ

の限りではない。

・システム全般において、脆弱性が発見されるなど改修の必要が生じた場合は、迅速に対応すること。

・機器の交換やシステムの再インストール等、障害や不具合の対応に時間を要する場合は障害等の状況により夜間または土日の対応とすること。システムの稼動に影響が無い場合はこの限りではない。

・システムの円滑な保守を行うための連絡先や保守サービス体制等を書面にて提出すること。

・本システムの維持管理についての助言や支援等を積極的に行うこと。

・大規模災害時等非常時の業務継続性を確保するための計画の保有、体制が整備されていること。

・常時データのバックアップを行い、万が一データが消失した場合であっても、速やかに復旧可能な体制を提供すること。

第６章　　成　果　品

（成果品）

第３８条　本業務の成果品は、以下のとおりとする。

（１）	システム使用許諾（同時接続数５ライセンス）	２か月運用
（２）	操作マニュアル（文書データ含む）	１式
（３）	道路現況平面図データ（シェープファイル）	１式
（４）	道路台帳図図形データ（シェープファイル）	１式
（５）	認定道路網図データ（シェープファイル）	１式
（６）	道路台帳調書データ（乙の指定様式）	１式
（７）	道路台帳図　S=1/1,000	１式
（８）	打合せ協議簿	１式